

吹田市学校規模適正化基本方針 (素案)

吹田市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 本市の現状と今後の見通し	2
第2章 小・中学校の適正な学校規模と課題解決の具体的方策	5
第3章 今後の進め方	9
参考資料	
資料1 吹田市立小中学校の学校規模に関する基本的な考え方及び学校規模の課題 に対する方策について（答申）	10
資料2 学校規模に関する関係法令等（抜粋）	11
資料3 令和3年度吹田市立小学校児童数推計（令和3年5月1日現在）	12
資料4 令和3年度吹田市立中学校生徒数推計（令和3年5月1日現在）	13
資料5 令和9年度小学校別学校規模（35人学級導入後）	14
資料6 令和9年度までの教室過不足数（35人学級導入後）	15

はじめに

全国的には、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、児童生徒数が年々減少傾向にある中で、本市では住宅開発や市民の流入等により、児童生徒数が今後 10 年間は増加する見込みで、30 年後も現在と同程度の規模を維持することが見込まれています。

また、児童生徒数の増加により、学校規模が過大となるとともに、教室不足が見込まれるため、校舎増築や特別教室等の普通教室転用が必要な学校がある一方で、地域的には小規模化となる見込の学校も見られるなど、児童生徒の教育環境に対する課題があります。

また、本年 4 月 1 日に施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」に基づく 35 人学級編制より、学校規模の課題がさらに深刻化する状況です。

このような状況を踏まえ、令和 2 年 7 月 2 日に、吹田市立学校規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）に対し、「本市における学校規模に関する基本的な考え方」や「課題に対する具体的な方策」について諮問を行い、令和 3 年 7 月に答申を得ました。

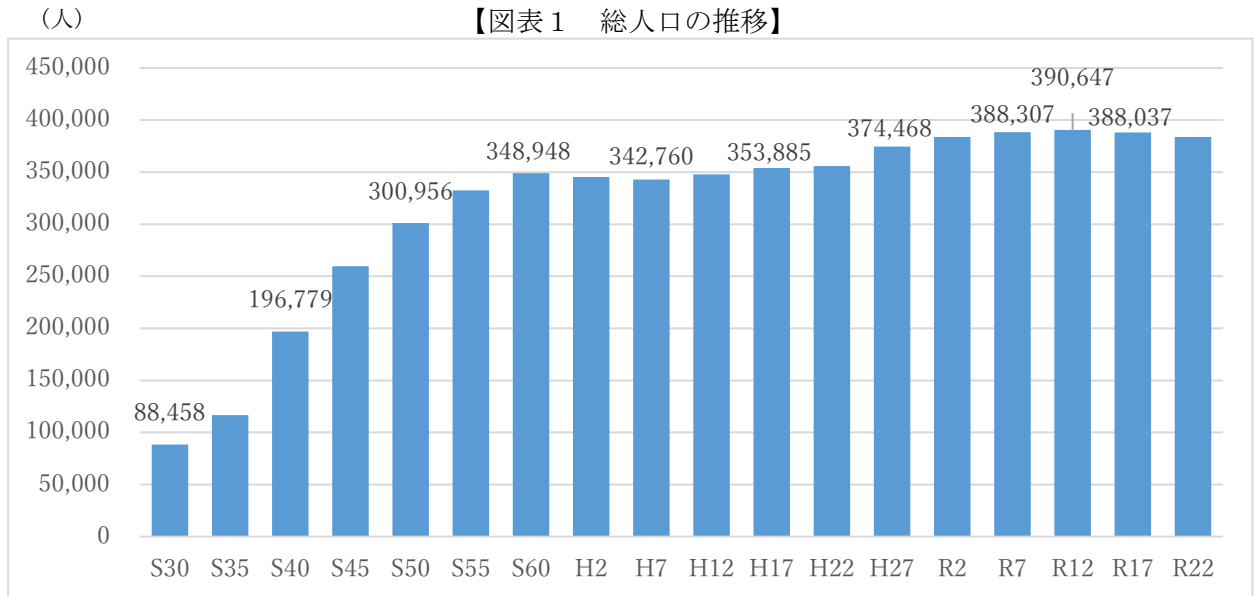
この度教育委員会では、この答申を踏まえ、「**子供たちにとってより良い教育環境を作る**」ため、ここに吹田市立学校規模適正化基本方針（以下「本方針」という。）を策定します。

第1章 本市の現状と今後の見通し

1 人口の推移と将来推計

本市の人口は、昭和30年代の高度成長期から急激に増加し、その後、その傾向は緩やかになるものの増加を続けており、平成27年度には374,000人に達しました。

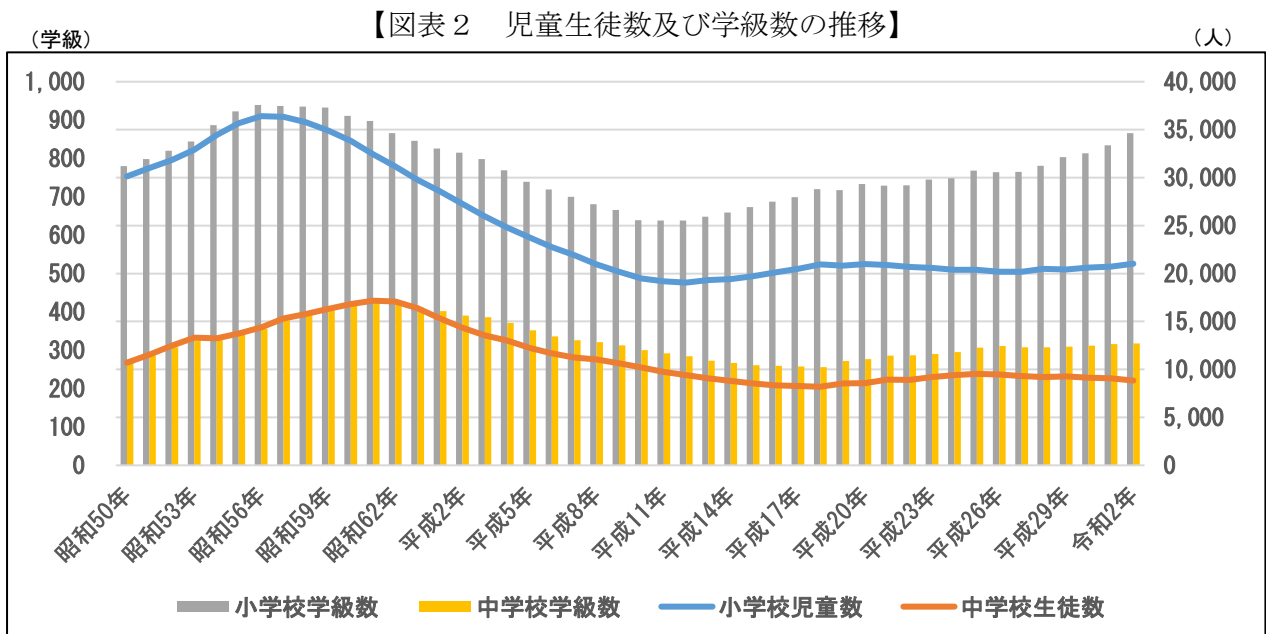
将来推計においては、令和12年まで増加しますが、その後は減少に転じる見込みとなっています。



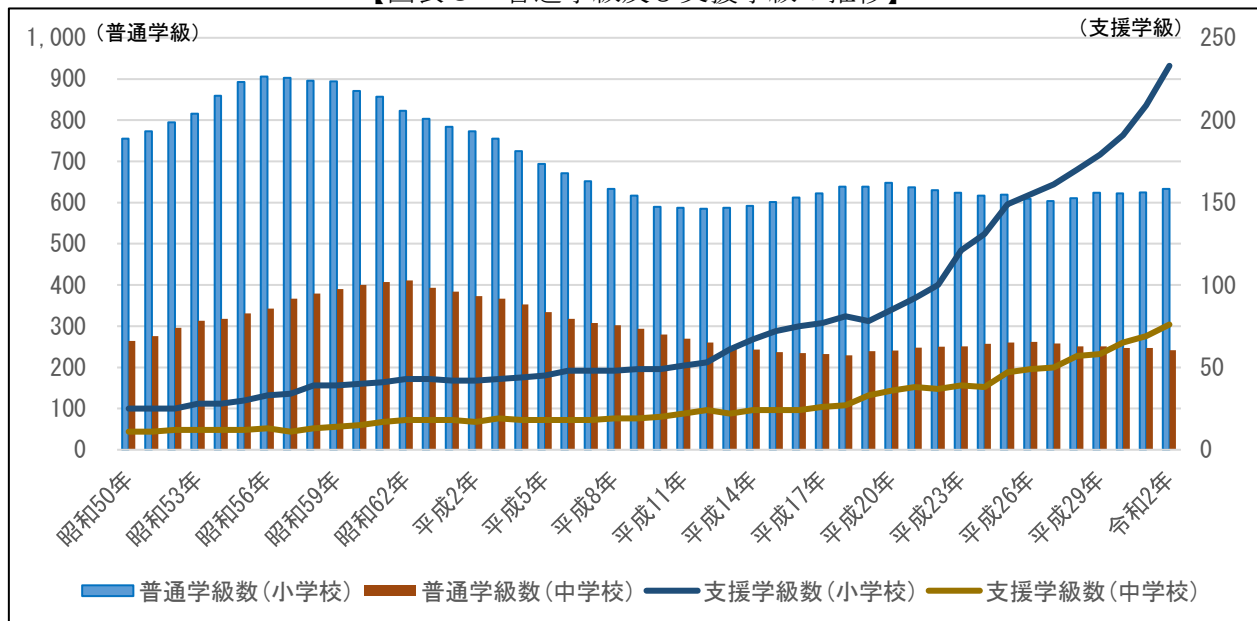
※平成27年度までは国勢調査、令和2年度以降は吹田市第4次総合計画策定用資料基礎資料集より

2 児童生徒数及び学級数の推移

小学校の児童数は、昭和56年度の36,406人をピークに、令和2年度では21,017人まで減少し、ピーク時の約60%になっています。また、中学校の生徒数は、昭和61年度の17,167人をピークに、令和2年度では8,851人に減少し、ピーク時の約50%となっています。



【図表3 普通学級及び支援学級の推移】

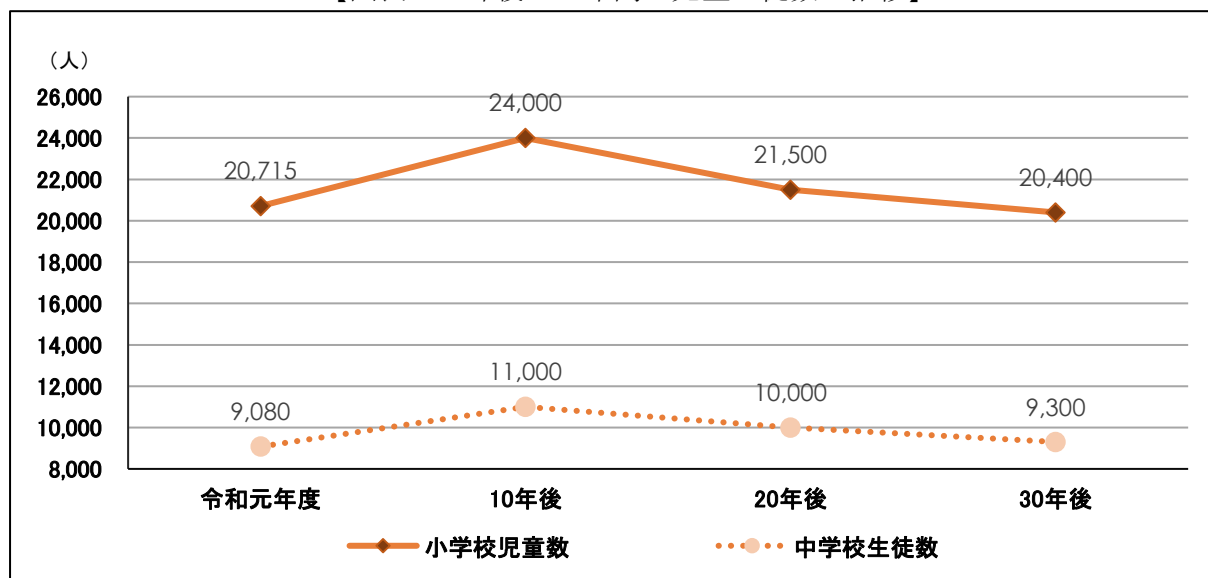


3 児童生徒数の将来推計

市全体の児童生徒数は、過去10年間の人口変化による純移動や現在の出生率、現在想定されている住宅開発の影響等を基に推計すると、今後10年間は増加する見込みです。その後減少に転じますが、30年後も現在と同程度の規模を維持することが見込まれます。

また、31学級以上の過大規模校となり、教室が不足する学校が複数発生する一方で、全学年が単学級になる見込みの学校もあります。今後、こうした二極化を視野に入れ、多面的な対策の検討が必要です。

【図表4 今後30年間の児童生徒数の推移】

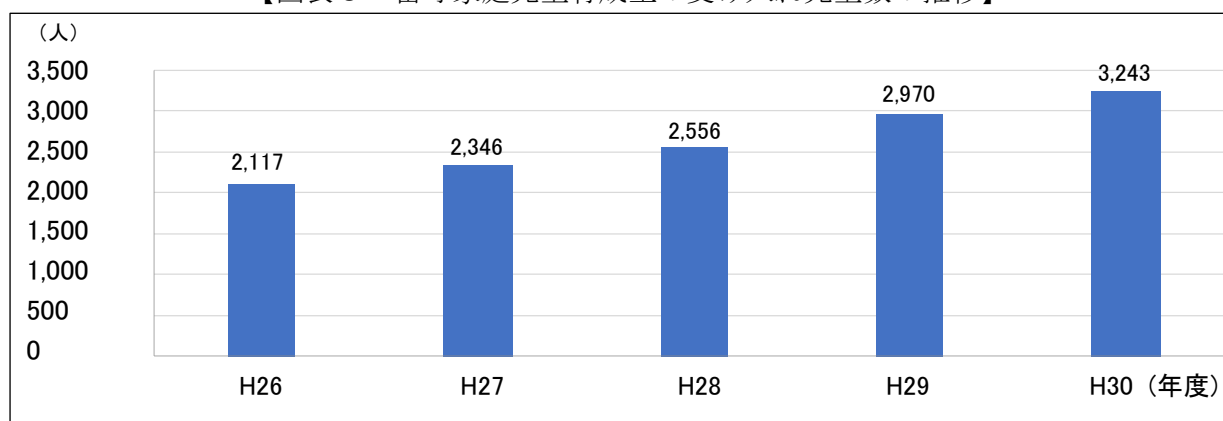


※第2期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョンより

4 留守家庭児童育成室受け入れ児童等

共働き家庭の増加に伴い、すべての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成 26 年(2014 年)に厚生労働省及び文部科学省は、「放課後子ども総合プラン」を策定しました。(平成 30 年(2018 年)には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定)市全体の留守家庭児童育成室の受け入れ児童数は平成 26 年度(2014 年度)以降増加しており、平成 29 年(2017 年)に対象学年を小学校 4 年生まで拡大したことでさらに増加しています。

【図表 5 留守家庭児童育成室の受け入れ児童数の推移】



※第2期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョンより

第2章 小・中学校の適正な学校規模と課題解決の具体的方策

学校規模は、児童生徒により良い教育環境を作るための基本的な条件であるため、学校教育法施行規則第41条、第79条に基づく学校規模の標準（小・中学校とも12学級以上18学級以下）や、国の手引き及び検討委員会の答申等を踏まえ、吹田市の小・中学校の適正な学校規模や課題解決の具体的方策等は次のとおりとします。

1 適正な学校規模に関する基本的な考え方

小・中学校は、児童生徒が集団生活の中で豊かな人間関係を築きながら社会性や協調性を身につけていく場です。

また、教育活動だけでなく、子供たちの生活の場としての視点も学校には必要であり、学校運営がしやすい環境づくりも重要であるなど、これらを多面的にとらえることが大事です。

そこで、「子供たちにとってより良い教育環境を作る」観点から、学校規模等について考えていくこととします。

2 学校規模の分類及び課題解決を図るべき範囲

12学級から18学級の学校規模が、教育の実施においても児童生徒が学校生活を送る上においても最も好ましいものであるとの意見に加え、他市等との相対的な位置付けの評価を行うためや、国等で一般的に適切とされる目安であることから、当該規模を**標準規模校**とし「望ましい規模」として定めます。

また、31学級以上は、特別教室などの学校施設の利用に制限を受けること等で、総合的な学習や適切な教育のスムーズな推進に支障をきたすことや、6学級以下の場合、小学校では人数が少ないことからクラス替えが行えない、1学級あたり人数が極端に少ない等の課題が発生するなど教育の質の確保が困難となることから、速やかに課題解決を図るべき範囲として、それぞれを**過大規模校**及び**過小規模校**とします。なお、標準規模校との間の範囲は**大規模校**及び**小規模校**と位置付けます。

大規模校のうち25学級から30学級の学校は、今後、小学校における35人学級編制だけでなく、小学校での30人学級編制や中学校での35人学級編制といった、より少人数教育を推進することによる学級数の増加や、局所的な大型開発による急激な児童数の増加により教室不足となる可能性があることから**準過大規模校**とし、過大規模校に準じて検討すべき範囲とします。

【図表 6 学校規模の分類】

区 分	学級数	
	小学校	中学校
過大規模校	31 学級以上	31 学級以上
準過大規模校	25～30 学級	25～30 学級
大規模校	19～24 学級	19～24 学級
標準規模校	12～18 学級	12～18 学級
小規模校	7～11 学級	7～11 学級
過小規模校	6 学級以下	6 学級以下

3 課題解決の具体的な方策

(1) 過小規模校に対する方策

過小規模校は、集団生活の良さが生かしにくいことや、集団生活を通して培われる様々な資質や能力の向上が期待しにくいこと等から、個別の事情等を十分考慮したうえで、まず通学区域の見直しを検討し、通学区域の見直しが困難である場合には学校選択制の導入や学校の統合なども検討することによって課題解決を図っていきます。

学校選択制を導入する場合には、特定の学校に希望が集中することで、小規模校がより小規模化しないような制度設計を図ります。

(2) 過大規模校（準過大規模校を含む）に対する方策

I C Tの進展やグローバル化などを受け、学習指導要領の改訂、特別支援教育の推進、新放課後こども総合プランの策定など学校を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした変化により、過大規模校や大規模校においては、様々な活動に使用する教室や支援学級の増加、留守家庭児童育成室の増加などの要因も加わり普通教室の確保が困難になっていることから、以下の段階に整理し対策を検討します。

ア 通学区域見直しの実施

- (ア) 中学校ブロック内の小学校の通学区域の見直しにより解決できる地区は、その範囲内で通学区域の見直しを実施

- (イ) 中学校ブロック内の小学校の通学区域の見直しにより解決できない地区は、隣接する中学校ブロックの小学校も含めた通学区域の見直しを実施
- (ウ) 隣接する中学校ブロックの小学校も含めた通学区域の見直しも困難な場合、より広域な通学区域の見直しを検討

イ 通学区域の見直しが困難な場合

- (ア) 新增築や建替え、教室改修により必要教室数を確保
- (イ) 隣接する小学校との間で学校選択制を導入
- (ウ) 加配教員等の配置

(3) 課題対策を進めるうえでの留意点等

学校規模の適正化に向けた課題対策は、地域の児童生徒の教育環境改善が最優先課題であり、子供たちにとってより良い教育環境の確保の視点で、標準的な学校規模の実現・維持を考えることが最も重要であると考えます。

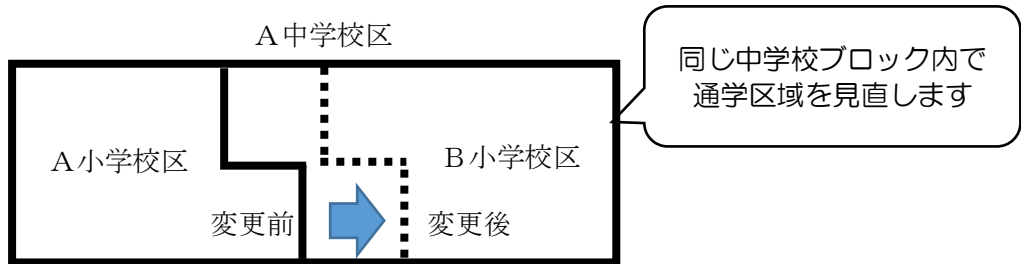
また、通学区域の見直しを行う場合には、保護者に対し、目的や現状情報提供、対策案などについて、数的根拠等に基づいた丁寧な説明と意見集約を行います。

なお、過大規模校となることが数年程度と見込まれる場合は、通学区域の見直しではなく、一時的な教室改修や学校選択制の導入等の手法を選択することも検討します。

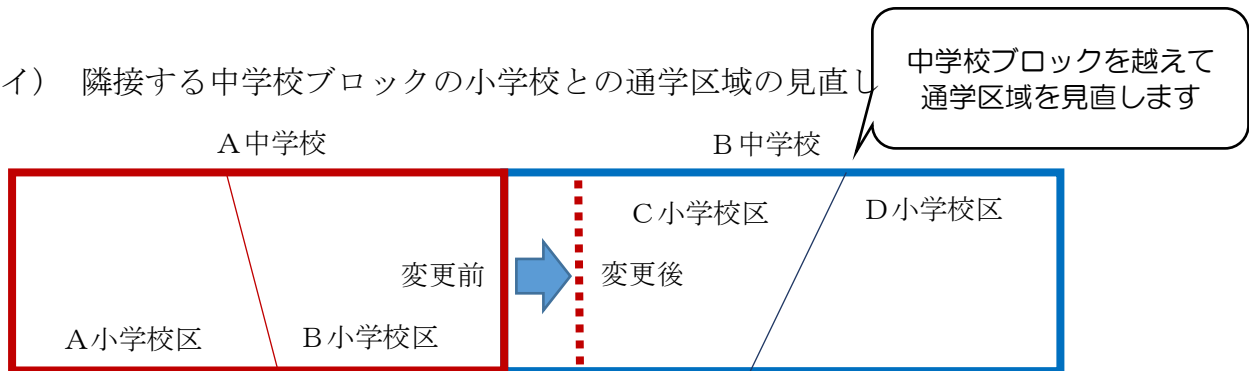
学校規模の適正化方策 イメージ

ア 通学区域の見直し

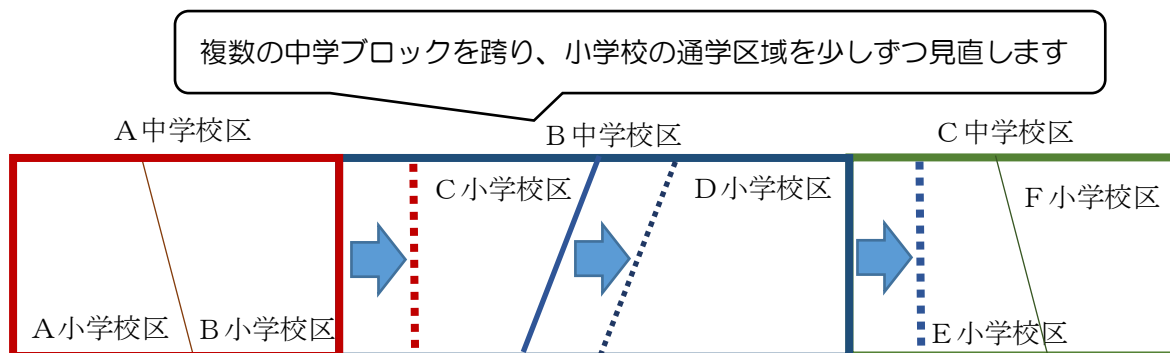
- (ア) 中学校ブロック内の小学校の通学区域の見直し



- (イ) 隣接する中学校ブロックの小学校との通学区域の見直し



(ウ) 広域な通学区域の見直し

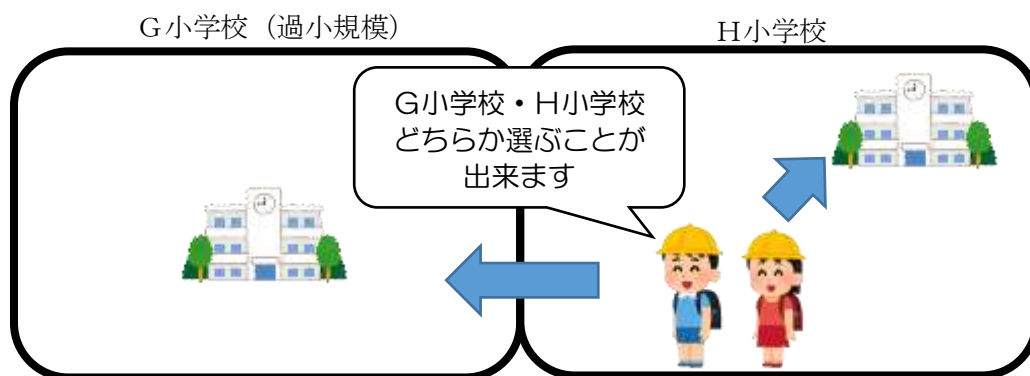


イ 通学区域の見直しが困難な場合

(ア) 新增築や建替え、教室改修



(イ) 隣接する小学校との間で学校選択制を導入



(ウ) 加配教員等の配置



第3章 今後の進め方

1 学校規模の適正化

学校は、子供たちの学習の場であり生活の場でもあるという考えから「子供たちにとってより良い教育環境を作る視点」をもって具体的な課題解決策の検討を進めます。

また、学校などの施設について、維持管理費用や修繕更新費用等の効率的な運用や、施設の長寿命化や公共施設の最適化を考えていくことも重要であり、児童生徒の教育のための限られた予算を、効率的かつ合理的に執行する必要があることから、「教育施設の効率的な運営を図る視点」も持つこととします。

2 実施計画の策定

学校規模の課題解決策の実施に当たっては、本方針の考え方をもとに、通学区域の見直しも含めたあらゆる適正化の方策と、その手順及び実施時期等を示した実施計画を令和4年度中に策定・公表します。

3 少人数学級の検討

少人数学級は、子供たちの教育環境や教員の職場環境に良い影響を与えるとともに、学校の魅力増進や教育の質の向上に繋がる効果も見込まれることから、将来的な小学校30人学級編制や中学校35人学級編制を視野に入れて検討します。

4 方針等の見直し

国の法令や大阪府の基準によって定められている学級編制基準に変更があった場合など、本方針の考え方に大きく影響を及ぼす制度変更等があった場合は、方針等を必要に応じ見直します。

5 今後、過大規模校・準過大規模校・過小規模校になると予想される学校

令和4年度（2022年度）から令和9年度（2027年度）にかけて、過大規模校・準過大規模校・過小規模校になると予想される学校は以下のとおりです。

〔小学校〕

- ・過大規模校（31学級以上）になると予想される学校
吹田南小学校、千里第二小学校、千里第三小学校、豊津第一小学校、千里丘北小学校、藤白台小学校
- ・準過大規模校（25学級以上30学級以下）になると予想される学校
千里第一小学校、千里新田小学校、片山小学校、東山田小学校、南山田小学校、佐竹台小学校、古江台小学校、桃山台小学校
- ・過小規模校（6学級以下）になると予想される学校
山田第五小学校

〔中学校〕

- ・過大規模校（31学級以上）になると予想される学校
千里丘中学校
- ・準過大規模校（25学級以上30学級以下）になると予想される学校
第一中学校
- ・過小規模校（6学級以下）になると予想される学校
第三中学校

令和 3 年 7 月 14 日
(2021 年)吹田市教育委員会
教育長 西川 俊 孝 様吹田市立学校規模等検
討委員会
委員長 森島 研 次吹田市立小中学校の学校規模に関する基本的な考え方及び学校規模の課題
に対する方策について（答申）

令和 2 年 7 月 2 日付け、2 吹学政第 308 号にて諮問のありました標記の件について、吹田市立小、中学校のより良い教育環境を整備し、豊かな学びを支援するため慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 学校規模に関する基本的な考え方について
 - (1) 子供たちにとってより良い教育環境を作る
 - (2) 教育施設の効率的な運営を図る

- 2 学校の規模の分類について
学校の規模は次のとおりとすべきです。

区 分	通常学級数	
	小学校	中学校
過大規模校	31 学級以上	31 学級以上
大規模校	19～30 学級	19～30 学級
標準規模校	12～18 学級	12～18 学級
小規模校	7～11 学級	7～11 学級
過小規模校	6 学級以下	6 学級以下

- 3 学校規模の課題に対する方策について
吹田市の過大規模校及び過小規模校は、以下の方策等（国の例示順で記載）により速やかな解決を図るべきです。
また、児童生徒数推計や校地面積なども勘案し、過大規模となるおそれがある大規模校等も課題解決の検討対象とすべきです。
 - (1) 通学区域の見直し
現在の中学校ブロック内での調整を基本とし、次に中学校ブロックをまたぐ変更を検討すべきです。
 - (2) 学校選択制の導入
学校選択制（隣接区域選択制等）の導入も検討すべきです。
 - (3) 学校の統合
過小規模の状態を解消できない場合は、学校の統合について検討すべきです。
 - (4) 学校施設の増改築等
職員室や給食配膳室、体育館、運動場等への影響も考慮し検討すべきです。
 - (5) 教職員の増員
過大規模の状態を解消できない場合は、教職員の増員について検討すべきです。

学校規模に関する関係法令等（抜粋）

● 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省第 11 号）

（学級数の標準）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※同規則第 79 条により、中学校にも準用する。

● 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号※の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校においてはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。
- 2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第 1 号又第 2 号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる条件に適合するものとみなす。

※【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律】

第 3 条 国は政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 一 公立の小学校、中学校（第 2 号の 2 に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一

（2 号～4 号略）

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第 4 号の適正な規模の条件は、政令で定める。

● 文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料（昭和 59 年） 学級数による学校規模の分類（小学校・中学校に適用）

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上

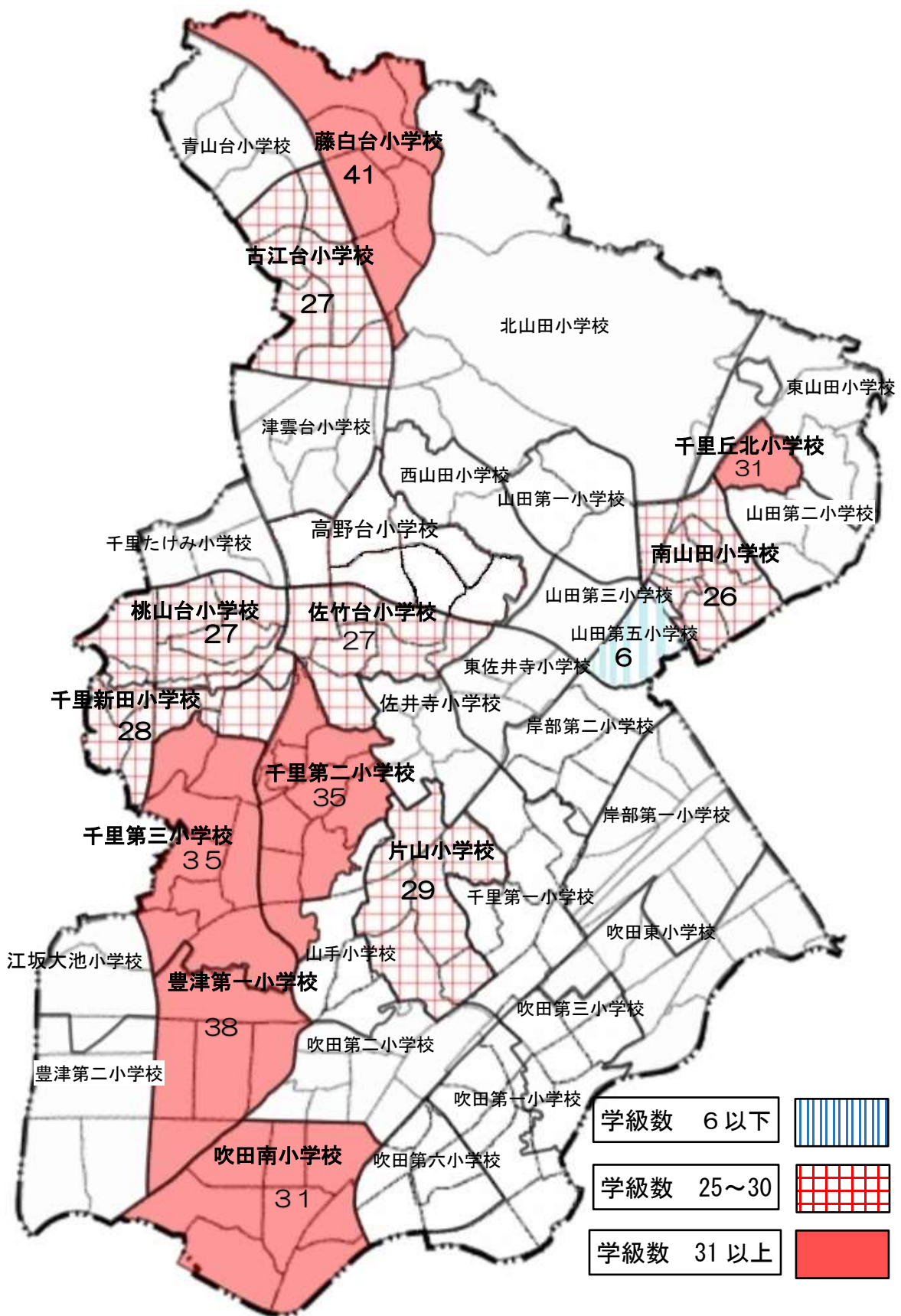
令和3年度吹田市立小学校児童数推計（令和3年5月1日 現在）

学校名	R3.5.1		R4.4.1		R5.4.1		R6.4.1		R7.4.1		R8.4.1		R9.4.1	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 吹田第一小	258	9	280	10	284	10	293	11	298	12	304	12	291	12
2 吹田第二小	351	12	360	13	380	14	393	15	436	16	442	16	453	16
3 吹田第三小	453	13	476	14	463	15	487	16	505	17	505	17	526	17
4 吹田東小	283	12	293	12	293	12	295	12	287	12	291	12	290	12
5 吹田南小	850	26	894	26	940	29	961	30	979	31	991	31	995	31
6 吹田第六小	288	12	278	10	295	11	300	12	294	12	285	12	261	12
7 千里第一小	780	23	781	24	817	25	791	24	782	24	769	24	746	24
8 千里第二小	1,019	28	1,148	32	1,161	34	1,160	35	1,175	36	1,179	36	1,130	35
9 千里第三小	1,045	30	1,084	30	1,096	31	1,113	33	1,125	34	1,137	36	1,123	35
10 千里新田小	833	24	849	25	884	26	897	27	909	28	896	28	870	28
11 佐井寺小	615	18	603	18	579	18	582	18	575	18	552	18	534	18
12 東佐井寺小	540	16	509	15	504	16	477	16	473	17	447	16	427	16
13 岸部第一小	244	9	236	9	257	10	277	11	281	11	303	12	339	13
14 岸部第二小	621	19	590	18	579	19	537	18	502	17	484	17	427	15
15 豊津第一小	1,081	30	1,063	30	1,065	31	1,081	32	1,114	34	1,191	37	1,218	38
16 豊津第二小	496	16	502	16	529	17	561	19	611	20	653	21	729	24
17 江坂大池小	451	14	469	15	492	16	494	17	502	18	488	18	479	17
18 山手小	528	16	540	16	546	17	546	18	528	18	499	18	492	17
19 片山小	892	26	907	26	950	28	940	29	941	30	939	30	905	29
20 山田第一小	512	16	514	16	516	17	528	18	509	18	475	17	463	17
21 山田第二小	500	16	521	15	553	16	569	18	582	19	578	19	551	19
22 山田第三小	311	12	303	12	304	12	309	12	324	12	356	13	352	13
23 山田第五小	196	8	183	7	167	6	169	6	167	6	177	6	175	6
24 東山田小	1,076	28	1,024	28	1,002	28	938	29	875	28	815	26	739	24
25 南山田小	1,040	30	992	28	943	28	904	28	854	28	814	27	774	26
26 西山田小	424	13	427	14	422	14	408	14	381	14	348	13	334	13
27 北山田小	492	15	506	16	477	15	485	16	463	15	447	14	457	15
28 千里丘北小	793	24	913	28	996	31	1,024	32	1,053	33	1,044	33	959	31
29 佐竹台小	811	25	822	24	819	25	896	28	892	29	874	28	846	27
30 高野台小	259	10	255	9	256	10	255	11	283	12	287	12	509	17
31 津雲台小	582	20	640	21	662	22	667	22	687	23	682	22	668	21
32 古江台小	539	17	588	19	638	20	679	21	698	22	730	23	838	27
33 藤白台小	788	22	874	24	899	26	965	29	1,031	32	1,178	36	1,275	41
34 青山台小	229	8	349	13	378	14	411	15	454	16	464	17	478	18
35 桃山台小	766	24	801	25	813	25	816	25	850	27	852	27	852	27
36 千里たけみ小	393	12	413	14	415	14	464	16	468	17	468	17	475	17
計36校	21,339	653	21,987	672	22,374	702	22,672	733	22,888	756	22,944	761	22,980	768

令和 3 年度吹田市立中学校生徒数推計（令和 3 年 5 月 1 日現在）

学校名	R3. 5. 1		R4. 4. 1		R5. 4. 1		R6. 4. 1		R7. 4. 1		R8. 4. 1		R9. 4. 1	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 第一中	820	21	905	23	995	25	1095	28	1116	28	1107	28	1110	28
2 第二中	380	11	420	11	419	11	442	11	419	11	428	11	439	11
3 第三中	253	9	265	8	260	7	267	7	261	6	269	7	298	8
4 第五中	371	10	358	9	372	10	376	10	388	10	365	9	360	9
5 第六中	480	13	508	14	555	15	575	15	586	15	615	16	626	16
6 片山中	695	18	742	19	744	19	806	20	814	20	864	21	873	21
7 佐井寺中	581	15	584	15	594	15	600	15	570	14	565	14	555	14
8 南千里中	381	11	402	12	406	12	412	12	404	12	419	12	421	12
9 豊津中	680	18	735	19	773	20	797	21	792	21	790	20	819	21
10 豊津西中	408	11	429	11	458	12	466	12	469	12	478	12	484	12
11 山田中	715	18	730	19	718	19	711	18	655	16	593	15	556	15
12 西山田中	380	11	381	11	392	11	376	10	369	9	367	9	359	9
13 山田東中	478	13	496	13	494	12	494	12	512	13	505	13	510	13
14 千里丘中	875	22	975	24	1023	25	1141	28	1155	28	1222	30	1258	31
15 高野台中	323	9	394	11	454	12	558	14	555	14	587	15	640	17
16 青山台中	345	10	426	11	476	12	517	13	559	15	637	17	728	19
17 竹見台中	354	9	450	11	509	13	589	15	603	16	636	17	637	17
18 古江台中	418	12	445	13	482	14	534	15	559	15	593	15	632	17
計18校	8,937	241	9,645	254	10,124	264	10,756	276	10,786	275	11,040	281	11,305	290

令和9年度 小学校別 学校規模(35 人学級導入後)



令和9年度までの教室過不足数(35 人学級導入後)

